

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第41号

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第72号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設の運営についての重要事項)

第2条 条例第7条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者の処遇の内容
- (5) 施設の利用についての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

(記録の整備)

第3条 条例第9条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 処遇計画（条例第2条第1項に規定する処遇計画をいう。）
- (2) 入所者に対して行った具体的な処遇の内容等の記録
- (3) 条例第16条第5項に規定する身体的拘束等に係る記録
- (4) 条例第27条第2項の苦情の内容等の記録
- (5) 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第29条第3項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(設備の基準)

第4条 条例第11条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかの要件を満たすこととする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期の段階における消火活動及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能な構造であること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第11条第3項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 静養室 次に掲げる基準に適合すること。
  - ア 医務室又は職員室に近接して設けること。
  - イ 原則として1階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。
  - ウ 地階に設けてはならないこと。
  - エ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
  - オ 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。
- (2) 洗面所 居室のある階ごとに設けること。

- (3) 便所 居室のある階ごとに男子用及び女子用を区別して設けること。
- (4) 医務室 次に掲げる基準に適合すること。
  - ア 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えること。
  - イ 必要に応じて臨床検査設備を設けること。
- (5) 調理室 火気を使用する部分には不燃材料を用いること。
- (6) 職員室 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

3 前2項に定めるもののほか、設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 廊下の幅を1.35メートル(中廊下の幅にあつては、1.8メートル)以上とすること。
- (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- (3) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(入浴又は清拭<sup>しき</sup>)

第5条 条例第18条第7項の規定による入浴又は清拭<sup>しき</sup>は、1週間に2回以上行わなければならない。

(健康管理)

第6条 条例第20条に規定する健康診断は、入所時に行うとともに、毎年定期に2回以上行わなければならない。

(感染症の予防等のための措置)

第7条 条例第24条第2項第1号の感染症の予防等のための対策を検討する委員会は、おおむね3月に1回以上開催しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 昭和41年10月1日以前から存する養護老人ホームについては、第4条第3項第1号の規定は、当分の間、適用しない。